

# 地方財政状況調査のみかた

## 一 調査の内容

この調査は、市町および一部事務組合から報告された、平成 20 年度地方財政状況調査（普通会計および公営企業会計とその他の公営企業会計とを除いた公営事業会計）を収録したものである。

## 二 調査期日

1 普通会計 平成 21 年 5 月 31 日現在

2 公営事業会計

（公営企業会計およびその他の公営企業会計を除く。） 平成 21 年 5 月 31 日現在

ただし、法適用の公営事業会計においては、平成 21 年 3 月 31 日現在

## 三 会計の区分

### 1 普通会計

普通会計とは、次に掲げる公営事業会計以外の会計をいう。したがって、普通会計は、これに属するいくつかの会計を合算して一つの会計を想定したものであり、合算する際において、会計相互間の繰入、繰出に係る重複額を控除し、あわせて、年度間のずれを調整した純計額となっている。

なお、普通会計中、公営事業会計にかかる全部または一部の収支（新たに建設するものを含む。）を経理している場合においては、これにかかる一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の当該会計において経理されたものとして取り扱っている。

### 2 公営事業会計

#### (1) 公営企業会計

公営企業会計とは、次に掲げる事業に係る会計をいう。

ア 水道事業（簡易水道事業を除く。）

イ 工業用水道事業

ウ 交通事業

エ 電気事業

オ ガス事業

カ 簡易水道事業

キ 港湾整備事業（埋立事業ならびに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場および船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

ク 病院事業

病院とは、医療法第 1 条の 5 に規定する病床数 20 床以上の施設を有するものをいう。なお、国民健康保険事業会計の直診勘定に属する病床数 20 床以上の施設を有する病院については、同会計から分離して公営企業会計の病院事業として取り扱い、伝染病隔離病舎については、病床数の如何にかかわらず、すべて普通会計として取り扱っている。

ケ 市場事業

- コ と畜場事業
- サ 観光施設事業
- シ 宅地造成事業
- ス 下水道事業

下水道事業とは、下水道法の適用を受ける下水道事業(流域下水道事業を含む。)をいう。  
なお、当該事業会計において、同法にもとづく都市下水路事業をあわせて経理している場合には、これを区分し、普通会計決算に含めている。

- セ 有料道路事業
- ソ 駐車場整備事業
- タ 介護サービス事業

(2) その他の公営企業会計

その他の公営企業会計とは、(1)および(3)から(9)までに掲げる事業以外の事業で地方公営企業法の全部または一部を適用している事業にかかる会計をいう。

(3) 収益事業会計

この会計には、競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走および宝くじ事業にかかる会計を含める。

(4) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計のうち、直診勘定にかかる病床数 20 床以上の病院については、公営企業会計の病院事業として取り扱っている。

(5) 老人保健医療事業会計

老人保健医療事業会計とは、旧老人保健法により市町村がおこなう老人保健医療事業にかかる会計をいう。

(6) 後期高齢者医療事業会計

後期高齢者医療事業会計とは、高齢者の医療の確保に関する法律により市町村および広域連合が行う後期高齢者医療事業に係る会計をいう。

(7) 公立大学附属病院事業会計

公立大学附属病院事業会計とは、市町村が設置する大学の附属病院事業にかかる会計をいう。

(8) 農業共済事業会計

農業共済事業会計とは、農業災害補償法により、市町村がおこなう農業共済事業にかかる会計をいう。

(9) 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計とは、市町村が条例等により、直接おこなう交通災害共済事業にかかる会計をいう。

(10) 介護保険事業会計

介護保険事業会計とは、介護保険法により、市町村がおこなう介護保険事業にかかる会計をいう。ただし、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの 5 つの施設により介護サービスを提供する事業(地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に基づき「利用料金制」をとるものは除く。)については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱うものとする。

#### 四 各表のみかた

##### 1 普通会計

###### (1) 決算収支

ア 「翌年度へ繰り越すべき財源」とは、継続費逐次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額、事業繰越額および支払繰延額をいい、これらの合計額から未収入の特定財源を控除した額を計上している。

イ 「単年度収支」とは、平成 20 年度の実質収支から平成 19 年度の実質収支を差し引いた額をいう。

ウ 「積立金」とは、地方自治法第 241 条第 1 項の規定により、設けられた特定の目的のために資金を積み立てるための基金への積立金のうち「財政調整基金」をいい、「減債基金」および「その他特定目的基金」は除いている。

エ 「繰上償還金」とは、平成 20 年度の年次償還額を超えて平成 20 年度中に任意に償還した地方債にかかる元金および利子の合計額をいう。

オ 「積立金取り崩し額」とは、平成 20 年度における「財政調整基金」の取り崩し額の合計額をいい、「減債基金」および「その他特定目的基金」の取り崩し額は除いている。

###### (2) 歳入の内訳

ア 「地方税」には、地方税法に規定する普通税、旧法による税、目的税および旧国有資産等所在市町村交付金および納付金に関する法律第 2 条の規定に基づく国有資産等所在市町村交付金および日本郵政公社有資産所在市町村納付金ならびに改正後の国有資産等所在市町村交付金法に基づく国有資産等所在市町村交付金を合算した額を計上している。

イ 「国庫支出金」には、直接国庫から交付されるもので、支出官事務規程第 17 条第 2 項の規定に基づき支出官名で通知されたもののほか、例外として支出官名の通知によらず、直接補助金または交付金の交付通知により指定金融機関に小切手で振り込まれたものを計上している。したがって、都道府県の予算を経由して市町村に交付される間接補助金は「都道府県支出金」に計上されている。

(ア) 「生活保護費負担金」には、生活保護法の規定による国の補助金のうち、保護費（委託事務費を含む）および保護施設事務費にかかる額のみを計上している。

(イ) 「児童保護費等負担金」には、児童福祉法の規定による国の補助金のうち、児童保護措置費にかかる額を計上している。したがって、社会福祉施設等施設整備費補助金のうち直接国庫から交付された児童福祉施設にかかる額については「普通建設事業費支出金」に、保育対策等促進事業費、保育士修学資金貸与費、児童福祉法施行事務費および児童館運営費にかかる額は「都道府県支出金」の「児童保護費等負担金」に計上している。

(ウ) 「財政補給金」には、小災害地方債元利補給金および宅地開発等関連公共施設等整備事業助成金等を計上している。

ウ 「都道府県支出金」のうち、「国庫財源を伴うもの」には、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ、交付され、または、この国庫支出金に都道府県の補助負担分を加えて交付された額を計上している。ただし、都道府県において定率または定額以上に追加した額については、「都道府県費のみのもの」に計上している。

「都道府県費のみのもの」には、上記ただし書のほか、都道府県から単独で補助または交付された額を計上している。なお、県税の徴収事務に対する県からの交付金は「その他」

に計上している。

エ 「繰入金」には、当該団体の公営事業会計からの繰入金、基金の取り崩しに伴う繰入金および財産区繰入金を計上している。

なお、収益事業会計からの繰入れのうち収益金の繰入額については、「諸収入」の「収益事業収入」に計上している。

オ 「地方債」には、特定の建設事業費等の財源に充てるため起こした地方債の収入額および起債前借分ならびに都道府県貸付金等を含めて計上している。

### (3) 目的別歳出の内訳

「二総務費 1 総務管理費」には、一般管理的経費をはじめ、教育費にかかる職員以外の職員の退職金（退職手当および退職手当組合負担金）ならびに恩給および退職年金、財政および会計管理経費、財政調整基金積立金、減債基金積立金、地域開発等の企画経費、支所および出張所の経費、人事（公平）委員会にかかる経費のほか、本庁舎および公会堂、市民会館等他の項に計上されない施設の維持管理経費（建設経費も含む。）ならびに普通財産管理のための経費を計上している。その他の財源取得費はそれぞれの目的に応じた款、項に分別計上している。

なお、企画課等で公害対策、交通安全対策等の事務をおこなっている場合でも、それぞれ目的別に分別計上している。

「3 戸籍・住民基本台帳費」には、戸籍住民基本台帳関係職員の人件費および住居表示に関する法律に基づいておこなう住居表示の整理要する経費を含めて計上している。

「5 統計調査費」には、統計関係職員の人件費のほか、指定統計および一般的な資料とする目的でおこなわれる統計、調査に要する経費を計上している。したがって、特定の事業の執行を前提としておこなわれる統計、調査に要する経費はそれぞれ事業目的の款、項に計上している。

「三民生費 1 社会福祉費」には、社会福祉関係職員の人件費をはじめ、人権教育同和対策費（それぞれの目的別に分別できるものは、それぞれの目的別区分に計上している。）ならびに身体障害者、知的障害者等の援護関係経費、障害者自立支援法に基づいて支出する経費、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務に関する経費、売春防止法にもとづく要保護女子対策に要する経費のほか、新生活運動費のような普遍的な社会福祉事務に要する経費を計上している。なお、国民健康保険事業会計のうち事業勘定および交通災害共済事業会計への繰出金または貸付金等（負担金、補助金、出資金、貸付金等をいう。以下同じ。）を含めている。

「2 老人福祉費」には、老人福祉関係職員の人件費をはじめ、老人福祉法にもとづいておこなう老人福祉行政に要する経費および老人ホーム等老人福祉施設にかかる経費を計上している。なお、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計および後期高齢者医療制度における各会計への繰出金等を含めている。

「四衛生費 1 保健衛生費」には、他の項に計上されない保健衛生関係職員の人件費をはじめ、保健衛生、精神衛生、母子衛生、成人病対策に要する経費、伝染病の予防関係経費、食品衛生、公害対策等の環境衛生のために要する経費、老人保健法にもとづく医療事業以外の事業に要する経費等、その他法令等の規定にもとづいておこなう衛生行政に要する経費を計上している。なお、国民健康保険事業会計のうち直診勘定、病院事業会計、と畜場

事業会計、上水道および簡易水道事業会計への繰出金または貸付金等を含めている。

「2 結核対策費」には、結核関係の人件費をはじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 にもとづいておこなう健康診断、予防接種、医療の普及等に要する結核関係経費を計上している。

「3 保健所費」には、保健所職員の人件費、保健所の施設整備費、運営費、研究費等を計上している。

「5 労働費 1 失業対策費」には、失業対策関係職員の人件費をはじめ、補助事業にかかる失業対策事業費と単独の失業対策事業費を計上している。

「2 労働諸費」には、失業対策事業以外の労働者金融対策、内職あっ旋、雇用促進等労働関係経費（人件費を含む。）を計上している。

「六農林水産業費 1 農業費」には、農業委員会に要する経費（委員の報酬、委員会書記の人件費を含む。）および農業関係職員の人件費をはじめ、農業、園芸振興経費等を計上している。

なお、農業共済事業会計への繰出金または貸付金等を含めている。

「2 畜産業費」には、家畜飼育奨励、種畜対策、畜産関係組合指導、共同施設助成、種畜場等に要する畜産関係経費（人件費を含む。）を計上している。

「3 農地費」には、地籍調査、土地改良、土壌改良、水利施設管理等農地関係経費（人件費を含む。）農林漁業用揮発油税財源身替り事業としての農道整備に要する経費（農免林道、農免漁港関連道はそれぞれ林業費、水産業費に計上している。）を計上している。なお、下水道事業会計への繰出金で、農業集落排水事業、簡易排水事業および小規模集落排水処理事業にかかるものを計上している。また、農地、農業用施設の災害復旧に要する経費は「十一災害復旧費 1 農林水産施設災害復旧費」に計上している。

「4 林業費」には、林業関係職員の人件費をはじめ、林業組合指導、林業金融対策、林産物振興、病虫害対策、治山、林道、造林事業等に要する経費を計上している。なお、従来の基本財産に相当する山林等の造林に要した経費で、それが財産保全だけの目的でおこなわれたものも「4 林業費」に含めて計上している。また、下水道事業会計への繰出金で、林業集落排水事業にかかるものを計上している。

「七商工費」には、商工観光関係職員の人件費をはじめ、工業団地造成事業、企業誘致等に要する経費のほか、消費者行政、中小企業、鉱工業、物産あっ旋、卸売市場、自然公園関係経費および観光宣伝に要する経費等を計上している。なお、工業用水道事業会計、市場事業会計、観光施設事業会計、工業用地造成事業会計への繰出金または貸付金等を含めている。

「八土木費 1 土木管理費」には、土木管理関係の人員費、土木共通経費（土木機械の集中管理経費、自動車保険料等）を計上している。なお、開発公社等への出資金、貸付金等で、それぞれの項目に分別できない経費、土地開発基金への繰出金等を計上している。

「2 道路橋りょう費」には、道路橋りょう関係の人員費をはじめ、道路橋りょうの新設改良・維持補修、その他管理および調査計画に要する経費ならびにトンネル、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設に要する経費を計上している。

「3 河川費」には、河川海岸関係の人員費をはじめ、河川、ダム等の維持管理、調査に

要する経費、堤防、護岸等の新設、改良補修、局部改良等の改修工事費、海岸保全施設の建設（農林水産省所轄の農地にかかる海岸保全は「六三農地費」へ、漁港区域内の海岸保全は「六五水産業費」へ、港湾区域内の海岸保全は「八四港湾費」へそれぞれ計上する。）管理に要する経費ならびに砂防法にもとづく砂防事業および地すべり等防止法に基づく地すべり防止事業に要する経費を計上している。

「4港湾費」には港湾関係職員の人件費をはじめ、特定重要港湾、重要港湾および地方港湾にかかる建設事業、改良事業および維持管理ならびに調査に要する経費を計上している。なお、公営企業会計として取り扱うこととされている港湾整備事業（埋立事業ならびに荷役機械、上屋、倉庫および船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）に要した経費は計上していない。ただし、港湾整備事業会計への繰出金または貸付金等を含めている。

「5都市計画費」は、「(1)街路費」、「(2)公園費」、「(3)下水道費」および「(4)区画整理費等」に分けて記入している。ただし、審議会の経費等でこの区分によりがたい場合は「(4)区画整理費等」に含めている。

ア 「(1)街路費」には、街路の新設、改良、舗装等街路事業に要する経費を計上している。

イ 「(2)公園費」には、都市公園法第2条第1項の規定により地方公共団体が設置している都市公園の整備運営に要する経費のほか、地方自治法第244条の2に定める公の施設として地方公共団体が条例で定めた施設で公園としての実態を備え、一般の利用に供用しているものがある場合には、これに要する経費も含めて計上している。なお、公園に係る人件費はここに計上している。

ウ 「(3)下水道費」には、下水道法第2条に定める公共下水道事業（終末処理場および排水施設）、都市下水道事業および流域下水道事業に要する経費を計上している。

エ 「(4)区画整理費等」には、土地区画整理法にもとづいておこなう区画整理、改造事業および事業助成費ならびに都市計画関係職員の人件費（公園費に計上した人件費を除く。）を計上している。なお、都市施設としての駐車場事業会計への繰出しをここに含めて計上している。

21 「6住宅費」には、住宅関係職員の人件費のほか、住宅建設用地の取得、整備および管理のための経費を計上している。なお、住宅用地造成事業会計への繰出金または貸付金等を含めている。

22 「九消防費」には、消防職員にかかる人件費（「二総務費1総務管理費」に計上された退職金ならびに恩給および退職年金費を除く。）をはじめ、消防庁舎建設等の消防、防災および水防等に要する経費を計上している。なお、上水道事業会計、工業用水道事業会計への負担区分による負担金を含めている。

23 「十教育費1教育総務費」には、教育委員会および事務局の経費（人件費を含む。）をはじめ、教職員の退職金（退職手当および退職手当組合負担金）ならびに恩給および退職年金費、育英事業、私学振興の経費および各種学校ならびに専修学校（洋裁、生花などの学校）にかかる経費（それぞれ人件費を含む。）を計上している。

24 「5特殊学校費」には、学校教育法第1条に定める学校のうち、特別支援学校にかかる経費（人件費を含む。）を計上している。

25 「8保健体育費」は、「(1)体育施設費等」および「(2)学校給食費」に分けて記入して

いるが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学校保健体育費（学校給食費を除く。）はそれぞれに分別計上している。

ア 「(1)体育施設費等」には、市民体育大会、体育振興の経費および市民グラウンド等の建設、運営に要する経費を計上している。なお、国体に要する経費もここに計上するが、国体に関連した新設改良工事等はそれぞれの目的に分別して計上している。

イ 「(2)学校給食費」には、義務教育諸学校および夜間課程を置く高等学校の給食にかかる経費（調理員の人件費を含む。）を含めて計上している。

26 「9大学費」には、大学および高等専門学校にかかる経費（人件費を含む。）を計上している。なお、大学に附属して設置する附属幼稚園、附属小・中学校にかかる経費（人件費を含む。）は大学と区別してそれぞれ幼稚園費、小学校費、中学校費に計上している。

27 「十一災害復旧費1農林水産施設災害復旧費」には、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律により、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設等の災害復旧に要する経費を計上している。ただし、災害にかかる融資はそれぞれの事業目的の款、項に計上している（公共土木施設、その他の災害復旧費についても同じ。）

28 「十一災害復旧費2公共土木施設災害復旧費」には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により道路、橋りょう、河川、港湾、漁港等の公共土木施設の災害復旧に要する経費を計上している。

29 「十一災害復旧費3その他」には、農林水産施設、土木施設を除く公用、公共用施設にかかる災害復旧費を計上している。なお、鉱害復旧費を含めている。

30 「十二公債費」には、元利償還金（都道府県からの貸付金の返還金および利子を含む。）一時借入金利子、割引債の割引料および公債関係の事務費（発行手数料、消耗品等に要する経費を含め、公債事務関係職員の人件費および備品購入費等は「二総務費1総務管理費」に計上し、ここには含めていない。）を計上している。なお、すでに借り入れた地方債の起債条件の変更による借換債は、普通会計決算額には含めていない。

31 「十三諸支出金1普通財産取得費」には、直接の事業目的を有しない普通財産の取得に要する経費のみを計上している。

32 「2公営企業費」には、交通事業、ガス事業、電気事業（ごみ発電を含む。）および収益事業会計（宝くじを含む。）のみへの繰出金または貸付金等を計上している。

33 「3市町村たばこ税都道府県交付金」には、地方税法第485条の13による都道府県に対する交付額を計上している。

34 普通会計に係る一部事務組合に対する負担金等は、それぞれの行政目的に応じた款、項に分別計上している。

35 公営事業会計（一部事務組合を含む。）への繰出金または貸付金等の計上科目をまとめると次のとおりである。

公 営 事 業 会 計 名	款	項
上 水 道 事 業	衛 生 費	保 健 衛 生 費
	消 防 費	-
工 業 用 水 道 事 業	商 工 費	-
	消 防 費	-
交 通 事 業	諸 支 出 金	公 営 企 業 費

電	気	事	業	諸	支	出	金	公	営	企	業	費							
ガ	ス	事	業	諸	支	出	金	公	営	企	業	費							
簡	易	水	道	衛	生	費		保	健	衛	生	費							
港	湾	整	備	土	木	費		港	湾	費									
病	院	事	業	衛	生	費		保	健	衛	生	費							
市	場	事	業	商	工	費		-											
と	畜	場	事	衛	生	費		保	健	衛	生	費							
観	光	施	設	商	工	費		-											
宅	地	造	成	事	業	土	木	費	住	宅	費								
						商	工	費	-										
下	水	道	事	業	公共下水道事業( 特定公共下水道事業および特定環境保全公共下水道事業を含む。) 流域下水道事業			土	木	費	下	水	道	費					
					農業集落排水事業 簡易排水事業			農	林	水	産	業	費	農	地	費			
					漁業集落排水事業			農	林	水	産	業	費	水	産	業	費		
					林業集落排水事業			農	林	水	産	業	費	林	業	費			
					特定地域生活排水処理事業 個別排水処理事業			衛	生	費			保	健	衛	生	費		
駐車場整備事業( 観光目的部分を除く。)				土	木	費		区	画	整	理	費	等						
国	民	健	康	保	険	事	業	事	業	勘	定	民	生	費	社	会	福	祉	費
								直	診	勘	定	衛	生	費	保	健	衛	生	費
老	人	保	健	医	療	事	業	民	生	費		老	人	福	祉	費			
後	期	高	齢	者	医	療	事	業	民	生	費		老	人	福	祉	費		
介	護	保	険	事	業	民	生	費		老	人	福	祉	費					
農	業	共	済	事	業	農	林	水	産	業	費	農	業	費					
収	益	事	業	( 宝	く	じ	を	含	む。)	諸	支	出	金	公	営	企	業	費	
交	通	災	害	共	済	事	業	民	生	費		社	会	福	祉	費			
公	立	大	学	附	属	病	院	事	業	衛	生	費	保	健	衛	生	費		

(4) 性質別歳出の内訳

「一人件費」には、事業費支弁に係るものを除いた一切の給与費を計上している。第23表および第40表の「人件費の内訳」は次のとおりである。

- (ア) 「1 議員報酬手当」には、議会の議員に対する報酬および期末手当を計上している。なお、議員報酬に類する研究手当、調査手当等の手当を別途支給している場合には、すべて報酬に含めて計上している。
- (イ) 「2 委員等報酬」には、執行機関としての委員会の委員または非常勤の監査委員に対する報酬のほか、執行機関の附属機関としての審査会、審議会、調査会等の構成員および専門委員、選挙長、選挙立会人、その他非常勤の職員(消防団員、学校医、講師等)



に対する報酬を計上している。また、これらの非常勤の者に調査手当あるいは研究手当等の手当を別途支給している場合には、すべて報酬に含めて計上している。

(ウ) 「3市町村長等特別職の給与」には、市町村長、副市町長、常勤の人事委員会の委員および監査委員ならびに常勤の固定資産評価委員の給与を計上している。なお、教育長は一般職の職員であるが、その給与はここに含めて計上している。

(エ) 「4職員給」の「ア給与」には、給料の調整額および教職調整額を含めて計上し、「(2)その他の手当」には、地方自治法第204条第2項に規定する各種手当のうち、扶養手当、地域手当および退職手当を除いたものをそれぞれの区分にしたがって計上している。なお、児童手当のうち、当該団体の職員に支給するものについてはここに計上している。

「スその他」には、夜間勤務手当および産業教育手当等を計上している。なお、育児休業給は「10その他」に計上する。

(オ) 「(3)臨時職員給与」には、一般職に準ずる常傭的職員にかかる賃金等の給与を計上している。

(カ) 「5地方公務員共済組合等負担金」には、地方公務員等共済組合法による指定都市職員共済組合、都市職員共済組合、市町村職員共済組合および地方議員共済会(連合会を含む。)に対する短期給付、長期給付、福祉事業および組合の事務に要する費用の負担金ならびに団体が負担すべき新制度切替えのための追加費用について計上している。

(キ) 「7恩給及び退職年金」には、旧制度による恩給および退職年金を計上している。

(ク) 「8災害補償費」の「(1)地方公務員災害補償基金負担金」には、地方公務員災害補償基金に対する負担金を計上している。

「(2)その他」には、次の経費を計上している。

( ) 地方公務員災害補償法施行前における同法第2条に規定する職員の公務上の災害にかかる補償費

( ) 同法施行後において同法第2条に規定する職員の公務上の災害に対して別途支給した補償費

( ) 同法施行後、同法第69条第1項に規定する職員(議会の議員、その他の非常勤の職員)の公務上の災害にかかる補償費

なお、これらの職員の公務災害補償にかかる一部事務組合への負担金は「五補助費等」(第24表および第41表では「一部事務組合に対するもの」)に計上している。

(ケ) 「9職員互助会補助金」には、地方公共団体の職員の相互共済および福利増進のために当該団体の職員をその会員として結成されている互助会等に対し負担している補助金等をすべて計上している。ただし、職員互助会の事務費に対する補助金等はここに含めず、「五補助費等5その他に対するもの」に計上している。

(コ) 「10その他」には、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金は当該基金に直接支出している場合はここに含め、公務災害補償組合等一部事務組合を通ずるものは「五補助費等」(第24表および第41表では、「一部事務組合に対するもの」)に計上している。

「ニ物件費」には、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費にかかる物件費を除くその他の経費の物件費を計上している。なお、第24表および第41表「物件費の状況」における「1賃金」には、人件費の臨時職員給与および事

業費支弁にかかる賃金を除いた短期間の日々雇用の職員に対する賃金を計上し、これらの職員の雇用保険料等社会保険料は「8 その他」に計上している。

「三維持補修費」には、施設の効用を維持するため支出された経費の目（目の一部であっても目に準ずるものを含む。）の決算額を計上している。ただし、この目に含まれている人件費は「一人件費」に移し替えている。

施設の増改築等形状ないし構造そのものを改良した経費は「六普通建設事業費」に、物件費より取得された物件（例えば自転車、複写機、机等）および自動車の修繕料は物件費に計上している。

「四扶助費」には、その団体から現金または物品の別を問わず、被扶助者に対して支給されたものの決算額を記入している。

(ア) 扶助費には生活保護法にもとづく生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助等をはじめとして、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、就学困難な児童および生徒にかかる就学奨励についての国の援助に関する法律等にもとづくもののほか、地方団体単独の施策としておこなうものも含めている。

(イ) 児童福祉法による措置児童について、他の市町村（一部事務組合を含む。）に委託したものは、「五補助費等」「3 同級他団体に対するもの」（一部事務組合に対するものは「4 一部事務組合に対するもの」）（第24表および第41表「補助費等の状況」では、「1 負担金・寄附金」）に計上し、民間施設に対する場合は、「四扶助費」に計上している。

(ウ) 児童手当のうち当該団体の職員以外の者に支給するものについては、「三民生費」の「3 児童福祉費」の「四扶助費」に計上している。

(エ) 災害救助費については、次により分別して計上している。

( ) 災害救助法適用災害で、その経費が都道府県と市町村の間で精算が完了せずに繰替支弁されたものは「五補助費等」「5 その他に対するもの」（第24表および第41表「補助費等の状況」では、「4 その他」）に計上している。

( ) 災害救助法適用災害での補助対象外の見舞金品および災害救助法の適用を受けない災害で、市町村が単独で被災者に給付した見舞金品については「四扶助費」に計上している。

( ) 災害救助法の適用を受けない災害による災害救助費のうち、前記( )以外の経費については、人件費は「一人件費」に、事務費は「二物件費」の各項目に、それぞれ分別して計上している。

「五補助費等」

(ア) 「1 国に対するもの」には、国庫支出金の返還金、自動車重量税等を計上している。

(イ) 「2 都道府県に対するもの」、「3 同級他団体に対するもの」には、都道府県および同級他団体に対する補助費等を計上し、公営事業に対する補助費等は「5 その他に対するもの」に計上している。なお、選挙公営とされた選挙運動用通常葉書の郵送の無料化、選挙運動用自動車の使用の公営、選挙運動用ポスター作成の公営にかかるものについては、「5 その他に対するもの」に計上している。

(ウ) 「4 一部事務組合に対するもの」には、退職手当組合負担金を除く一部事務組合に対する負担金をそれぞれ行政目的に応じた款、項にそれぞれ分別計上し、公営事業にかか

る一部事務組合に対する負担金は、これには含めていない。なお、一部事務組合負担金のうち「建設費負担金」であっても建設事業費には計上せず、一括して補助費等（一部事務組合に対するもの）に計上している。

(I) 出納閉鎖後における歳入の誤納または過納となった金額の払戻しにかかるものについては、「五補助費等」の各項目（第24表および第41表「補助費等の状況」では「4その他」）に計上し、その他の過年度に属する支出（例えば、支払繰延になっている人件費等）については、それぞれの性質別分類（目的別にそれぞれ行政目的に応じた款、項）により計上している。

(オ) 法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する負担金および補助金は、「5その他に対するもの」（第24表および第41表「補助費等の状況」では「4その他」）に計上している。

なお、地方公営企業法第17条の2の規定にもとづき普通会計において負担する経費（負担金）については、物件費等で支出されているものについても「5補助費等」に含めている。

(カ) 火災保険および自動車損害保険等の保険料は「5その他に対するもの」（第24表および第41表「補助費等の状況」では「4その他」）に計上している。

「六普通建設事業費」、「七災害復旧事業費」および「八失業対策事業費」には、各款の事業費に該当する目（目の一部であっても、独立の1事業である場合も含む。）の合算額を計上している。したがって、目を一括して計上するものであるから、当然事業に伴う人件費（職員および常備的臨時職員に係るものを含む。）および事業雑費も含まれている。また、当該市町村が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である場合には、補助費等に含めず各事業費に計上している（一部事務組合負担金を除く。）

(ア) 「1補助事業費」には、直接または間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上し、都道府県の単独の補助を受けておこなう事業費は含めていない。なお、都市再生特別措置法にもとづくまちづくり交付金によって実施した事業等については補助事業に区分している。

また、補助基準となった単価、面積等を上回る部分にかかる事業費は、補助事業費に含めないでその団体の単独事業として取り扱っている。

(イ) 「2単独事業費」には、市町村が単独でおこなうものおよび都道府県の単独の補助を受けて実施した事業費を計上している。

(ウ) 「3国直轄事業負担金」には、地方財政法第17条の2の規定にもとづく負担金のみを計上している。

(エ) 「4県営事業負担金」には、都道府県がおこなう事業に対する負担金および都道府県に委託する場合の委託費を計上している。

(オ) 「5同級他団体施行事業負担金」には、市町村相互間で他団体の事業に対して事業を委託した場合の委託費、同級他団体の施行する事業に対する負担金を計上している。

(カ) 「6受託事業費」には、国、都道府県、市町村、一部事務組合、地方公営企業または民間からの受託事業にかかる経費を計上している。この場合において、国からの受託にかかる経費または補助事業の受託にかかる経費は「(1)補助事業費」に、その他は「(2)単独事業費」に計上している。なお、水資源開発公団等の国の公社、公団からの委託に

かかる建設事業費（受託事業費）は「(2)単独事業費」に計上している。

(キ) 「七災害復旧事業費」には、目的別区分における「十一災害復旧費」の合計額から国庫（都道府県）支出金の返還金を控除した額を計上し、災害関連事業費は普通建設事業費等に計上している。

(ク) 第23表および第40表「人件費の内訳」の「事業費支弁に係る職員の人件費」の補助事業費および単独事業費には、受託事業費にかかるものも含めて計上している。

(ケ) 災害復旧事業費において、補助事業にかかる施越事業については、「1補助事業費」に含めている。

(コ) 失業対策事業費、産炭地域開発就労対策事業費、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業費従事者暫定就労事業および特定地域開発就労事業費は、目的別には「五労働費」、「1失業対策費」に一括して計上している。

(カ) 「八失業対策事業費」の「2単独事業費」には、夏期、年末手当について補助基本額を超えて市町村が負担した額および市町村が独自でおこなう事業費を計上している（目的別には「五労働費」、「1失業対策費」に一括計上している。）

「九公債費」には、地方債の元利償還金（都道府県からの貸付金の返還金およびその利子を含む。）および一時借入金利子について計上している。また、公債諸費（発行手数料、消耗品等に要する経費）は目的別「十二公債費」の物件費に計上している（起債事務関係職員の人件費および備品購入費等は「1総務管理費」に計上し、ここに含めていない。）

(ア) 額面を割引いて発行された公募債等にかかる割引額は利子に含めて計上している。

(イ) 満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、減債基金に積み立てた額の取扱いは、目的別歳出の内訳「十二公債費」の場合と同様とする。

「十積立金」には、地方自治法第241条に規定する基金のうち、資金の積立てを目的とするものに対する積立金についてそれぞれ目的別に計上している。なお、同法第233条の2のただし書による歳計剰余金の処分によるものは含めていない。

また、「定額の資金を運用するための基金」に対する支出は、「十三繰出金」に計上している。

「十一投資及び出資金」には、節の投資および出資金を計上している。したがって、財団法人の寄附行為にかかる出せん金もここに含めている。また、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する出資金もここに含まれている。

「十二貸付金」には、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する貸付金を含めて計上している。

「十三繰出金」には、それぞれ行政目的に応じた款、項にそれぞれ分別計上している。なお、法非適用の公営事業会計にかかる一部事務組合への負担金は、「五補助費等4一部事務組合に対するもの」に計上せず繰出金扱いとし、また、定額の資金を運用するための基金ならびに財産区に対する支出も含まれている。

「投資的経費」とは、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費の合計額をいう。

性質別歳出の項目と節との関係は、おおむね次のとおりである。

歳 出 項 目	節 区 分
<p>一 人件費</p> <p>事業費支弁職員分を除く。</p> <p>1 議員報酬手当</p> <p>2 委員等報酬</p> <p>3 市町村長等特別職の給与</p> <p>4 職員給（細目省略）</p> <p>5 地方公務員共済組合等負担金</p> <p>6 退職金（細目省略）</p> <p>7 恩給及び退職年金</p> <p>8 災害補償費</p> <p style="padding-left: 20px;">地方公務員災害補償基金負担金</p> <p style="padding-left: 20px;">その他</p> <p>9 職員互助会補助金</p> <p>10 その他</p> <p>二 物件費</p> <p>維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費にかかるもの以外で、次に掲げるもの</p> <p>1 賃 金</p> <p>2 旅 費</p> <p>3 交際費</p> <p>4 需用費</p> <p>5 役務費</p> <p>6 備品購入費</p> <p>7 委託料</p> <p>8 その他</p>	<p>報酬 職員手当等（ただし、議員の期末手当相当分）</p> <p>報酬</p> <p>給料 職員手当等</p> <p>給料 職員手当等 賃金（ただし、臨時職員給与相当分）</p> <p>共済費（地方公務員共済組合等に対する負担金）</p> <p>職員手当等（退職手当に限る。） 負担金、補助及び交付金</p> <p>恩給及び退職年金</p> <p>共済費（地方公務員災害補償基金に対する負担金）</p> <p>災害補償費</p> <p>共済費 負担金、補助及び交付金</p> <p>共済費（報酬、給料および賃金に係る社会保険料に限る。） 負担金、補助及び交付金</p> <p>賃金（ただし、人件費に計上されるものを除く。）</p> <p>旅費</p> <p>交際費</p> <p>需用費（ただし、家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く。）</p> <p>役務費（ただし、火災保険料および自動車損害保険料等の保険料を除く。）</p> <p>備品購入費（ただし、1件百万円以上の機械器具等の購入費を除く。）</p> <p>委託料（映画等製作委託料、交通量調査委託料、健康診断等反対給付のあるもので補助金的性格でないもの）</p> <p>共済費（ただし、人件費に計上されるものを除く。）</p> <p>報償費（買上金に限る。） 使用料および賃借料</p>

三 維持補修費	<p>原材料費（ただし、事業費に計上されるものを除く。）目（目の一部であっても目の準ずるものを含む。）による。ただし、人件費、事業費および物件費に計上されたものを除く。</p>
四 扶助費	<p>扶助費（これに準ずるものを含む。）</p>
五 補助費等（細目省略）	<p>報償費（報奨金および賞賜金） 役務費（火災保険および自動車損害保険等の保険料に限る。）  委託料（ただし、物件費に計上されるものを除く。）  負担金、補助及び交付金（ただし、人件費および事業費に計上されるものを除く。）  22 補償、補填及び賠償金（ただし、事業費に計上されるものおよび繰上充用金を除く。）  23 償還金、利子及び割引料（ただし、公債費に計上されるものを除く。）  26 寄附金  27 公課費</p>
六 普通建設事業費	<p>目（目の一部であっても独立の1事業である場合を含む。）による。なお、人件費（事業費支弁職員分のみ）、事務費、公有財産購入費、備品購入費（1件百万円以上の機械器具等の購入費）および負担金、補助及び交付金（当該市町村が直接には実施しないが、その最終用途が資本形成のための支出であるもの。ただし、一部事務組合負担金を除く。）を含める。</p>
七 災害復旧事業費	
八 失業対策事業費	
九 公債費	<p>23 償還金、利子及び割引料（ただし、地方債の元利償還金および一時借入金の利子ならびに割引発行する地方債の割引料のみ。）</p>
十 積立金	<p>25 積立金</p>
十一 投資及び出資金	<p>24 投資及び出資金</p>
十二 貸付金	<p>21 貸付金</p>
十三 繰出金	<p>28 繰出金</p>
十四 前年度繰上充用金	<p>22 補償、補填及び賠償金（繰上充用金のみ）</p>

(5) 一般財源等

「一般財源等」とは、「地方税」、「地方譲与税」、「地方特例交付金等」、「地方交付税」、「交通安全対策特別交付金」、「国有提供施設等所在市町村助成交付金」、「利子割交付金」、「配当割交付金」、「株式等譲渡所得割交付金」、「地方消費税交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「特別地方消費税交付金」および「自動車取得税交付金」などいわゆる一般財源のほか、次の財源で、一般財源と同様に使用される財源の合算額をいう。

(ア) 国庫支出金、都道府県支出金

指定事業にかかる高率補助金、災害復旧事業の施越事業にかかるもの、伝染病対策にかかる補助金等で過年度分の精算にかかる額。ただし、生活保護費国庫負担金のように毎年度同じように繰り返し精算される額のものとは除かれている。

(イ) 使用料、手数料

水利権、その他無体財産権の使用に対するもの、道路占用料、河川占用料、行政財産の目的外の使用に対するもの、またはその収入が必要経費を超過する場合の超過額

(ウ) 寄附金

寄附目的が特定されていないもの、または総称的な経費の財源となるもの

(エ) 財産収入

財産の運用による収入および財産の売払代金であって、当該財産と代替的に取得される財産等の取得に要する経費の財源に充てられるもの以外の収入または売却目的が具体的事業に特定されない収入

(オ) 繰入金

財政調整基金および減債基金の取り崩し額、またはその使途目的が抽象的もしくは総称的な経費の財源となるもの

(カ) 諸収入

預金利子その他これに類するものでその収入額が必要経費を超える額または使途の特定されない収入額および収益事業収入

(キ) 繰越金

継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越または支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金

(ク) 地方債

歳入欠かん等債、臨時財政対策債および施越事業にかかる災害復旧事業債

(ケ) 市町村分賦金

一部事務組合が構成市町村から分担金、負担金として徴収したもの

2 その他の事業会計

(1) 国民健康保険事業会計

(ア) 「保険税(料)」には、地方税法第703条の4第1項の規定にもとづく国民健康保険税または国民健康保険法第76条の規定にもとづく保険料を計上し、「うち退職被保険者分」には、退職者医療制度による退職被保険者にかかる保険税(料)を内書している。

(イ) 「国庫支出金」の「財政調整交付金」には、国民健康保険法第72条の規定にもとづく財政調整交付金を計上し、「直営診療施設分」として交付される特別調整交付金は含まない。

- (ウ) 「療養給付費交付金」には、法第 72 条の 4 の規定にもとづく交付金額を計上している。  
なお、前年度の精算分を含んでいる。
  - (エ) 「前期高齢者交付金」には、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高確法」という。)第 32 条の規定にもとづく交付金額を計上している。
  - (オ) 「都道府県支出金」の「財源補てん的なもの」には、財政の再建や国庫負担金の補完的な補助金または貸付金を計上している。
  - (カ) 「共同事業交付金」には、高額医療費共同事業にもとづく連合会からの交付金額を計上している。
  - (キ) 「老人保健拠出金」には、旧老人保健法第 53 条の規定により納付する医療費拠出金および事務費拠出金を計上している。
  - (ク) 「後期高齢者支援金等」には、高確法第 118 条の規定により納付する後期高齢者支援金および後期高齢者関係事務費拠出金を計上する。なお、高確法附則第 7 条の規定により納付する病床転換支援金および病床転換助成関係事務費拠出金も併せて計上している。
  - (ケ) 「前期高齢者納付金等」には、高確法第 36 条の規定により納付する前期高齢者関係事務費拠出金を計上している。
  - (コ) 「介護給付費納付金」には、介護保険法第 150 条の規定により納付する額を計上する。
  - (カ) 「共同事業交付金」には、高額医療費共同事業にもとづく連合会からの交付金額を計上している。
  - (サ) 「共同事業医療費拠出金」、「共同事業事務費拠出金」には、高額医療費共同事業により連合会に納付する拠出金をそれぞれ計上している。
- (2) 交通災害共済事業会計
- (ア) 「共済掛金収入」には、交通災害共済の掛金として個人から納付されたものに限り計上している。したがって、生活保護法適用者または、小・中学校児童生徒等の掛金を、条例等により減免し、これに相当する額を普通会計から繰り入れた場合は、「繰入金」に計上している。
  - (イ) 「総務及び業務費」には、交通災害共済の事務の実施に必要な経費を計上している。
  - (ウ) 「共済見舞金」には、死亡等の事故により給付される見舞金を計上している。なお、生活保護法適用者等については、普通会計のみで給付をおこなっている場合は、計上していない。
- (3) 農業共済事業会計
- 地方公営企業法の全部または一部を適用している事業についても調査しており、共済勘定および業務勘定ごとにそれぞれの歳入歳出科目に分別計上している。
- (ア) 「共済勘定」とは、法で定められた農作物共済勘定、蚕繭共済勘定および家畜共済勘定ならびに条例で定められた任意共済勘定にかかるものをいい、調査票に計上するときは、これら各勘定間の重複額を控除した「純計」額としている。
  - (イ) 「収支」欄の「支払準備金積立額」には、決算期において決算期前に生じた共済事故により翌会計年度以降において支払わなければならない共済金の引当金として積み立てたものを計上し、「責任準備金積立額」には、毎会計年度の終りにおいて現に存する共済会計から生ずる責任を果たすために必要な金額として積み立てた金額を計上している。



(ウ) 共済勘定

- ( ) 収入の「1 共済掛金及び交付金」には、水陸稲、麦および春秋夏蚕繭ならびに家畜の死廃病傷、生産等にかかる共済掛金について現年、過年、滞納繰越分を一括計上し、事故等により農業者に支払われた額は支出の「2 共済金」に計上している。なお、「交付金」には組合員等が納付すべき共済掛金のうち国庫が負担したものを計上している。
- ( ) 「2 保険金及び診療補てん金」には、農業共済組合連合会より農業者に支払うため還付されてきた保険金額および家畜共済において市町村の有する家畜診療所ならびに開業医等により家畜の診療を農業者が受けたことによる連合会負担分の診療費を計上し、支出の「1 保険料及び技術料」には、市町村から連合会へ納付した水陸稲、麦、家畜の死廃、生産保険の保険金および家畜共済において農業者から徴収した共済掛金で病傷保険のため連合会に掛金乙に相当する部分として納入したものを計上している。
- ( ) 「連合会無事戻金」には、事故等がなかったこと等から農業者に掛金を払い戻すため連合会より受け入れたものを計上し、農業者に支払ったときは支出の「無事戻金」に計上している。

(I) 業務勘定

- ( ) 収入の「1 賦課金」には、一般、特別および防災賦課金の現年、過年および滞納繰越分の収入を一括計上し、連合会への納付額は支出の「2 連合会支出金」に計上している。
- ( ) 収入の「2 都道府県支出金」には、事務費等にかかる補助金について計上している。なお、事務費国庫負担金について都道府県より間接補助方式によって交付されたものもすべて含まれている。
- ( ) 支出の「1 総務及び業務費」には、共済事業をおこなうために必要な費用を「(1) 人件費」と「(2) その他」に区分して計上している。なお、「(1) 人件費」には、共済事業に従事する職員の給料、各種手当、退職給与金等の費用を計上している。

(4) 老人保健医療事業会計

- (7) 「支払基金交付金」には、旧老人保健法（以下「法」という。）第 48 条第 1 項の規定にもとづく社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）からの交付金を計上している。
- (1) 「他会計繰入金」には、法第 47 条の規定にもとづく医療に要する費用および老人保健医療事業に関する事務の執行に要する費用に充てるための市町村の普通会計からの繰入金を計上している。
- (ウ) 「医療諸費」のうち、「医療給付費」には、法第 29 条第 1 項の規定に基づき市町村が支払った額、法第 31 条の 2 第 1 項に基づき支給する入院時食事療養費、法第 31 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき支給する入院時生活療養費、法第 46 条の 6 の規定に基づき支給する移送費および法第 46 条の 8 に基づき支給する高額医療費を、「特定療養費」には、法第 31 条の 3 第 1 項の規定に基づき支給する保険外併用療養費を計上し、「医療費」には、法第 32 条の規定に基づき支給する医療費を計上している。
- (I) 「翌年度負担金等精算予定額」には、医療費負担金等および事務費負担金等について、厚生労働省、県、市町村（普通会計）および基金に対して提出する当該年度の事業実績報

告書の認定額のうち負担金等の過不足額にかかるものを計上している。ただし、事業実績報告書の認定額が未定の場合は、当該報告書による報告額を計上している。

(5) 後期高齢者医療事業会計

(ア) 「後期高齢者医療保険料」には、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第 104 条の規定に基づく保険料を計上し、「うち特別徴収保険料」には、法第 107 条の規定に基づき徴収した保険料のうち、特別徴収の方法により徴収した保険料を内書きしている。

(イ) 「一般会計繰入金」には、法第 99 条の規定により市町村が支弁する費用を計上し、「うち保険基盤安定繰入金」については、法第 99 条第 2 項に基づき繰入金を計上する。

(ウ) 「総務費」の「うち人件費」には、後期高齢者特別会計において負担している職員に係る人件費を計上している。

(6) 介護保険事業会計

介護保険法第 3 条第 1 項の規定により市町村がおこなう介護保険事業にかかる会計をいい、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの 5 つの施設により介護サービスを提供する事業(地方自治法第 244 条の 2 第 8 項にもとづき「利用料金制」をとるものは除く。)については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱うものとする。

・保険事業勘定

(ア) 「保険料」には、介護保険法第 129 条の規定にもとづく保険料を計上している。

(イ) 「国庫支出金」の「調整交付金」には、介護保険法第 122 条の規定にもとづく調整交付金を計上している。

(ウ) 「都道府県支出金」の「財源補てん的なもの」には、財政の再建や国庫負担金の補完的な補助金または貸付金を計上している。

(エ) 「総務費」には、「介護認定審査会費」を含めて計上している。

(オ) 「保険給付費」の「(1)介護諸費等」には、介護サービス等諸費、支援サービス等諸費、高額介護サービス等費、市町村特別給付費および特定入所者介護サービス等費を計上し、審査支払手数料は含めない。

(カ) 「保険福祉事業費」には、介護保険法第 115 条の 41 の規定にもとづく保健福祉事業のうち、指定居宅サービス、指定居宅介護支援の事業、介護保険施設の運営以外のものに要した経費を計上している。

・介護サービス事業勘定

(ア) 「サービス収入」には、利用者から徴収する自己負担金を含めて計上している。なお、「事業勘定」から支払われるサービス収入は、他会計繰入金として収入している団体についても、すべて「サービス収入」として扱っている。

(イ) 「サービス事業費」には、居宅サービス事業費と施設介護サービス事業および居宅介護支援事業費等を計上している。

白紙ページ